

「北九州市サステナブル経営認証制度」実施要綱

制定 令和 6 年 7 月 5 日
北九政政第 7 4 4 号
(政策局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、「北九州市サステナブル経営認証制度」(以下「認証制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

2 認証制度は、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて取り組む市内企業等を市が認証し、SDGs への積極的かつ継続的な取組を支援することで、市内企業等の成長や価値の向上、競争力の強化を図り、地域経済の持続可能な発展と社会課題の解決の同時実現を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 商業登記を行った会社、法人登記を行った団体、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する開業の届出を行った個人及び市民活動団体等をいう。
- (2) 事業所 第 1 号に掲げる企業等が北九州市内に有する本店、支店、営業所及び工場等の一定の場所を占めて、従業者と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものをいう。
- (3) 評価員 認証制度による認証を受けようとする企業等の事業所を訪問し、取組内容等の調査、助言及び評価を行う者をいう。
- (4) 審査員 認証制度による認証を受けようとする企業等から提出のあった書類や、評価員による企業等の評価書類等に基づき、認証の可否について審査する者をいう。
- (5) SDGs 平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標をいう。
- (6) インパクト 企業等が行う事業や活動の結果によって生じた社会的・環境的な変化や効果のことをいう。

(事業内容等)

第 3 条 認証制度に関する北九州市の事業内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認証制度による認証(以下「認証」という。)を受けるための申請をした若しくは申請をしようとする企業等(以下「申請企業等」という。)に対する説明及び申請支援
- (2) 申請企業等の取組状況に対する助言
- (3) 認証を受けるための申請をした企業等の取組状況等の評価
- (4) 認証を受けるための申請をした企業等の認証
- (5) 認証を受けた企業等(以下「認証企業等」という。)に対する各種支援
- (6) その他、認証制度の実施に必要な一切の業務

(申請要件)

第4条 認証の対象となる企業等は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 「北九州 SDGs 登録制度」の登録を受けている企業等であること
- (2) 市税（法人市民税）及び事業所税の滞納がないこと
- (3) 申請者が、次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (4) 申請時から過去5年間に亘って、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める場合は、認証の対象から除外することができる。

(認証の申請)

第5条 認証の申請は、前条の企業等が次の各号に掲げる書類を、あらかじめ定められた期間内に提出することにより行う。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) チェックリストにおける自己診断シート（第2号様式）
- (3) インパクト創出に向けた体制整備シート（第3号様式）
- (4) インパクト測定・管理シート（第4号様式）

2 企業等は、必要に応じて、前項第2号及び第3号に掲げる体制整備を行うための専門的な助言等を市に求めることができる。

(認証)

第6条 市長は、次の手続きを経た申請企業等が、認証企業等として適合すると認めるときは、認証するものとする。

- (1) 評価員による調査
- (2) 評価員による評価
- (3) 審査員を構成員とした審査会における審査

(認証の区分)

第7条 前条による認証は、次の各号に規定する認証区分を付して行う。

- (1) 第5条第1項について、前条各号に掲げる手続きを経たもの 認証（第一段階）
- (2) 第5条第1項第4号について、前条第3号に掲げる審査において、一定の成果又はインパクトの創出が認められたもの 認証（第二段階）

(調査)

第8条 第6条第1号による調査は、評価員が、第5条第1項第1号から第3号に掲げる書類の確認並びに申請企業等の事業所への訪問及び聞き取り等により行う。

2 評価員は、調査を行うための必要な範囲において、関係書類の提出等を申請企業等に求めることができる。

(評価)

第9条 第6条第2号による評価は、前条第1項による調査の結果等を踏まえ、別に定める基準に基づき行う。

2 評価員は、前項の評価結果を記載した評価書（第5号様式）を作成し、これを市に提出する。

(審査)

第10条 第6条第3号による審査は、第7条第1号の認証にあっては、第5条第1項第1号から第3号に掲げる書類及び前条第2項に掲げる評価書に基づき、第7条第2号の認証にあっては、第5条第1項第4号に掲げる書類に基づき行う。

(認証の通知)

第11条 市長は、認証企業等に対し、「認証通知書」（第6号様式）によりその旨を通知するものとし、後日「認証状」を交付する。

(認証後の進捗等報告)

第12条 認証企業等は、第7条の認証区分に応じて、次の各号に掲げる報告を市長に行わなければならない。なお、報告は、当該各号に掲げる報告書により行うこととする。

(1) 認証（第一段階） 第5条第1項第4号に掲げる書類に記載するKPIの進捗状況等 第5条第4号に掲げる様式その他これに類するもの

(2) 認証（第二段階） インパクト創出に係る継続した取組状況並びに新たなインパクト創出に向けた検討及び取組状況等 継続実施報告書（第7号様式）その他これに類するもの

2 報告書は、前項第1号にあっては、当該認証を受けた日以後の最初の4月1日以降、毎年度、同項第2号にあっては、当該認証を受けた日以後の最初の4月1日以降、3年に1度、それぞれ市長が別に定める期間内において提出する。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、認証に係る進捗状況等について、必要に応じ、認証企業等に、書面その他の方法により報告を求めることができる。

(申請の取り下げ)

第13条 申請企業等から申請の取り下げの申し出があった場合は、市長は内容を確認の上、「申請の取り下げ届」（第8号様式）を受理し、申請がなかったものとみなす。

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証企業等の申請した内容に疑義が生じた場合、市長は内容を審議の上、認証の効力を一時停止することができる。また、効力の一時停止期間中に必要があると認められる場合

は、第8条による調査を行うものとする。

- 2 前項による認証の効力の一時停止期間中において、認証企業等は認証の事実の公表を停止するものとし、北九州市においても該当する認証企業等の認証の事実の公表を停止するものとする。

(認証内容の変更)

第15条 認証企業等は第5条に掲げる申請書類に記載した内容に大幅な変更（事業そのものの変更等を言い、事業の一部変更や取組内容の追加等軽微な変更は除く。）が生じた場合は、当該変更内容を「事業変更届」（第9号様式）により、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に掲げる報告を受けた場合、第7条の認証の基準に基づき、認証区分の変更または認証を取り消す必要があると判断したときは、当該認証企業等の認証を変更し又は取り消すことができる。

(認証の取り止め)

第16条 認証企業等から認証の取り止めの申し出があった場合、市長は内容を確認の上、「認証の取り止め届」（第10号様式）を受理し、「認証取消通知書」（第11号様式。以下同じ。）により認証を取り消す。

(認証の取消)

第17条 市長は、第15条及び第16条に定める事項のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証企業等の認証を取り消すことができる。

- (1) 認証企業等の申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断したとき
- (2) 認証企業等が認証期間内に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたとき
- (3) 認証企業等が第4条の申請要件に該当しないことを覚知したとき

- 2 市長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を「認証取消通知書」により当該認証企業等に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度に関し必要な事項は、政策局政策部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。